

## 1 はじめにー計画策定の趣旨ー

- 平成9（1997）年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17（2005）年2月16日に発効し、我が国は、第一約束期間（2008年～2012年）において、温室効果ガスの排出量を基準年である平成2（1990）年比で6%削減する法的義務が発生した。
- これを受け、国では、平成17（2005）年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、「京都議定書」の6%削減の達成に向けた総合的な対策を展開している。
- 京都府においても、京都議定書の発効を踏まえ、府民総参加の下で地球温暖化対策の更なる推進を図るため、平成17（2005）年12月に「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、平成18（2006）年4月から施行した。
- 条例では、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された脱温暖化社会の実現をめざし、その第一歩として、平成22（2010）年度までに府内における温室効果ガスの総排出量を平成2（1990）年度比で10%削減する当面の数値目標を掲げるとともに、京都府をはじめ、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等の各主体が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して取り組んでいくための総合的な計画（地球温暖化対策推進計画）を策定することとしている。
- このため、現行の計画（「京と地球の共生計画ー地球温暖化対策推進版」）の点検・見直しを行い、対策の重点化も含めて再構築し、新たな計画として策定することにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先進的・先導的な地球温暖化対策を更に推進する。